伊勢原市審議会等の在り方に関する基本方針

市政の透明性の向上、広範な市民の市政への参画の推進、審議会等の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりをめざすため、審議会等の在り方について次のとおり基本方針を定める。

1 対象とする審議会等

この方針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年伊勢原市条例第5号)で規定する附属機関及びこれに準ずるもの(市の事務事業について紛争処理、審査、諮問、調査等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置された審議会、協議会、委員会等をいう。ただし、要綱等により設置されたものであっても普及・啓発・連絡・調整に係るもの、実行委員会形式のもの、職員のみを構成員とするもの等は含まない。)とする。

2 審議会等の設置及び廃止

審議会等の設置及び廃止については、次によるものとする。

- (1) 社会情勢の変化等により、設置の必要性が低下し、或いは形骸化した審議会等は廃止するものとする。また、開催回数が著しく少ない審議会等については、随時の設置を検討する。
- (2) 審議会等を設置する場合には、設置目的の類似する審議会等の設置を防ぐため、十分検討の上行うものとし、また、所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、部会等を設置して運営できるものは、既設の審議会等を活用する。

3 開かれた市政の推進

審議会等にあっては、次の事項に留意し、開かれた市政の推進を図る。

(1) 会議の公開

原則として、会議は公開するものとする。

(2) 委員の公募制の導入

審議会等の設置目的、性格等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。

4 委員の構成等

審議会等の委員の選任に当たっては、次の事項に留意して人選に努め、所要の措置を講ずる。

(1) 委員の数の制限

原則として、20人以下とする。

(2) 委員の再任の制限

委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。 ただし、市の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものが余人に代え難い場合など特別な 事情がある場合は、この限りでない。

(3) 委員の構成比

市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(4) 複数の審議会等に同一人を選任する場合の制限

原則として、審議会等の兼職数は、3審議会等以内とする。

(5) 議員及び市職員の扱い

法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、議員及び一般職の市職員は審議会等の委員としない。

附則

- 1 この方針は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この方針中、委員の構成等については、審議会等の委員の次期改選時から適用する。